

重要事項説明書

(介護予防訪問看護を含む)

2025年6月1日現在

【事業目的】

利用者様が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し訪問看護を提供する事を目的とします。

【運営方針】

指定訪問看護事業の実施に当たっては、在宅療養している利用者の「生活の質」を確保するため、主治医をはじめ関係市町村、保健・医療・介護・福祉サービス機関と密接な連携のもとに、安心して在宅療養が継続できるように支援します。また、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、円滑な事業運営に努めます。

1 事業者の概要

事業者名称	医療法人社団 輝真会
代表者氏名	理事長 土田 直輝
所在地	〒198-0024 東京都青梅市新町 3-66-3
電話番号	0428 (32) 3663

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション うさぎの窓
介護保険 指定事業者番号	1362890095
事業所所在地	〒198-0024 東京都青梅市新町 3-66-3
電話番号	TEL : 0428 (32) 3007
管理者	中山 智子

3 営業日及び営業時間帯

営業時間	午前8時30分～午後5時30分
事業所の営業日	月曜日から金曜日
事業所の休業日	土・日・国民の祝日、12月30日～1月3日

* 利用者の状況に応じて、必要な場合は営業時間外でのサービス提供も行っています。

4 訪問実施工ア

青梅市、羽村市、福生市
* その他の地域については、ご相談に応じます。

5 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	従事するサービス内容	計
管理者	1名		業務全般を一元的に管理します。	1名
看護師	3名	3名	主治医より訪問看護の指示を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	6名
准看護師	*名	*名		*名
理学療法士	1名	*名	主治医より訪問看護の指示を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	1名
作業療法士	*名	*名		*名
言語聴覚療法士	*名	*名		*名
事務職員	1名	*名	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名

6 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

電話：0428-32-3007（受付時間 9:00～17:30） 管理者 中山 智子

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

※行政に相談する場合の相談窓口は後述をご参照ください。

7 提供するサービス内容

- ① 疾患に応じた病状の観察
- ② 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸・酸素飽和度・排尿・排便状況など）
- ③ 床ずれの予防及び処置
- ④ 体位変換、食事、排泄の介助
- ⑤ 食事介助方法や栄養指導
- ⑥ 入浴、清拭、洗髪、口腔ケアなどの清潔ケアの介助
- ⑦ 医療的処置に伴うケアとその管理（吸引、管などのカテーテル類、人工肛門、人工膀胱、胃ろう、点滴、在宅酸素、人工呼吸器、腹膜透析など）
- ⑧ 終末期ケア（エンドオブライフケア・看取り）
- ⑨ がん・非がんの緩和ケア（苦痛の緩和・症状コントロール・精神的ケア）
- ⑩ 浮腫ケア
- ⑪ 薬剤管理
- ⑫ 認知症ケア
- ⑬ 小児ケア
- ⑭ 精神疾患の看護
- ⑮ リハビリテーション
- ⑯ その他主治医の指示に基づく必要な看護
- ⑰ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供
- ⑱ ご家族・介護者の看護に関する相談や提案
- ⑲ 介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体機能の維持など）
- ⑳ 療養相談・助言・その他

8 訪問看護ステーションにおける理学療法士等の訪問に関して

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護師による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。

9 指定訪問看護利用料

指定訪問看護は介護保険又は健康保険の利用となります。保険の種類と内容により利用者負担金が異なります。サービス利用料と自己負担金額は「訪問看護利用料（別紙）」のとおりです。保険以外での自費サービスも設けています。

10 料金の支払い方法について

- (1) ご利用料金は、原則として月末に締めて翌月 28 日（但し、金融機関休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関口座からの引落しになります。20日前後に請求書をお渡しいたします。
- (2) 口座引き落とし後に領収書を発行いたします。
- (3) 各種公費に関しては、公費負担受給者証を確認後に対応させていただきます。
- (4) 領収書の再発行は致しかねますので、大切に保管してください。

11 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

サービス提供地域外にお住まいの方は所定の料金表に基づきご負担いただきます。

12 キャンセルについて

訪問をキャンセルする場合は、前日の 17 時 30 分までにご連絡ください。急な訪問予定の曜日の変更はできるだけお控えください。急な受診等、やむを得ない場合を除き、所定の料金をいただきます。

ご連絡いただく時間	キャンセル料
前日の 17 時 30 分までにキャンセルされた場合	不要
前日の 17 時 30 分以降のキャンセルされた場合	1 提供あたりの料金の 100% をご請求いたします。

13 緊急時の対応方法について

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。

14 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15 感染症蔓延および災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延および災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。利用者に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

16 虐待防止に関する事項

本事業所は、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービス提供に努め、また虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市町村へ報告をします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し職員への周知徹底を行います。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備をします。
- (3) 虐待防止研修を定期実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

17 事業継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

18 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 事業所の乗用車で訪問いたしますので、**駐車スペースの確保をお願いいたします。**
- (3) 主治医の指示ならびに利用者に係る介護支援専門員、または居宅介護事業所が作成する「ケアプラン」に基づき利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画書」を作成いたします。
- (4) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問、交通状況等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚、10分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。
- (5) 基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。
- (6) 研修や看護学生実習及びご利用者の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただくことがあります。尚、予めご了解をいただいてからの実施とし、別途料金はかかりません。

19 訪問看護の提供方法

医療保険対象の方は訪問看護ステーションにお申し込みください。

（介護保険対象の方は、ケアマネージャーによる訪問看護の申し込みが必要となります。）

契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所の職員がお伺いしてご説明いたします。



20 サービス提供の記録

- (1) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。
(適正に保管・管理致します)
- (2) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行い、その記録は完結の日から2年間保存します。
- (3) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

21 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持、感染予防及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問時感染予防対策として、マスクの着用、手指消毒の徹底などしておりますが、ケア前、ケア後は洗面所をお借りして、手洗いをさせていただきます。(石鹼、手拭きは持参したものを使用します。)
- (3) ステーションの設備や備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (4) ケア中のゴミや汚染物の処分はご家庭でお願いいたします。

22 サービスの利用終了について

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。または、担当ケアマネージャーにご相談ください。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、文書で通知いたします。

(3) 自動終了（以下に該当する場合は、通知がない場合でも自動的にサービスが終了します。）

- ・利用者が介護保険施設や医療機関に入所・入院し2か月経過した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者または身元保証人が、サービス利用料金の支払いを2か月以上延滞し、料金を支払うよう催促してもかかわらず、支払いがない場合
 - ・利用者が死亡した場合
 - ・担当する職員が退職する等した場合に、事業者が代替するサービス従事者を用意できない場合
 - ・その他本契約に基づきサービス提供を継続することが不可能ないし著しく困難となる特段の事情がある時
- ### (4) 契約解除

以下に該当する場合は、当事業所が文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

(ア) 看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- ② 看護師等に対する贈り物や飲食などのおもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供。
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためやむを得ない場合を除く。）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為。

(イ) **看護師等に対する以下の行為・ハラスメントを硬くお断りします。**これらの行為により、サービスの中止や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力を願いいたします。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせる。
- ② 故意に必要な情報や連絡事項を与えない。
- ③ 不必要な身体への接触。

- ④ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言。
- ⑤ 個人を中傷する噂の流布及び個人のプライバシーの侵害。
- ⑥ 身体的暴力・わいせつ行為など。
- ⑦ 一方的な恫喝。
- ⑧ 心身に危害を及ぼす行為。
- ⑨ 事業者または事業所の運営に支障を与える行為。
- ⑩ 以上のはか、訪問看護の提供に困難となる行為。

23 サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション うさぎの窓	〒198-0024 東京都青梅市新町 3-66-3	電話 FAX	0428-32-3007 0428-32-3773
担当者	管理者 中山 智子		
その他	相談苦情については、管理者が対応します。不在の場合、対応した者が必ず、「苦情相談記録」を作成し、管理者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情については、次の公的機関においても苦情申立てができます。

苦情受付機関	東京都 4 国民健康保険 団体連合会	住所：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 10 階 電話：03-6238-0177
	青梅市 高齢者支援課	住所：東京都青梅市東青梅 1-11-1 青梅市役所 電話：0428-22-1111(代)
	羽村市 高齢福祉介護課	住所：東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1 羽村市役所 電話：042-555-1111(代)
	福生市 介護福祉課	住所：東京都福生市本町 5 福生市役所 電話：042-551-1764(代)

秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所では安心して訪問看護を受けることができるよう、個人情報の取り扱いには万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、お問い合わせください。

(1) 個人情報の利用目的

訪問看護を実施するために、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○当事業所内の利用

- ・提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談など）
- ・医療保険・介護保険請求・会計・経理等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・看護サービスの質向上（地域ケア会議・研修など）
- ・その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

○他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者の居宅サービスを提供する事業所、居宅支援事業所との連携、市町村からの照会への回答（ただし、サービス担当者会議などへの情報提供は利用者に文書で同意を得ます。）
- ・家族など介護者の心身の状況の情報共有
- ・損害賠償保険などに係る保険会社への相談または届出等

○その他上記以外の利用目的

- ・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・事業所で行われる学生の実習への協力
- ・学会等での発表（原則、匿名化、匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます。）

(2) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(3) 個人情報の保護について

- ① 個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示いたします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
- ③ 訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用を致しません。

(4) 相談窓口 ご質問や相談は管理者までお気軽にご相談ください。

●健康法権法に基づく訪問看護料金（医療保険）

令和6年6月1日改定

* 健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1~3割)により 算定します。

* 介護保険から医療保険への適用保険変更 介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から 医療保険へ変更になります。

●厚生労働大臣が認める疾病（別表7）で週4日以上の訪問看護が利用できる。

厚生労働大臣が認める疾患	1 末期の悪性腫瘍 2 多発性硬化症 3 重症筋無力症 4 スモン 5 筋萎縮性側索硬化症 6 脊髄小脳変性症 7 ハンチントン病 8 進行性筋ジストロフィー 9 パーキンソン病関連疾患：進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る) 10 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群) 11 プリオントン病 12 亜急性硬化性全脳炎	13 ライゾーム病 14 副腎白質ジストロフィー 15 脊髄性筋萎縮症 16 球脊髄性筋萎縮症 17 慢性炎症性脱髓多発神経炎 18 後天性免疫不全症候群 19 頸髄損傷 20 人工呼吸器を使用している状態の者
--------------	---	--

* 訪問看護療養費 *

(基本療養費+管理療養費+加算) × 負担割合 (1割・2割・3割) となります。

* 重症心身障害者・ひとり親家庭などの受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。

●特掲診療科の施設基準等「別表8」に掲げる者・・・特別な管理を必要とする利用者 (* 特別管理加算対象者)

1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。
2 在宅自己腹膜灌流透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
3 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態にある者
4 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

訪問看護基本療養費			週3日まで	週4日以上	1割負担 週3まで/週4以上	2割負担 週3まで/週4以上	3割負担 週3まで/週4以上
	訪問看護基本療養費 (I)	訪問看護基本療養費 (II)					
保健師・助産師・看護師	5,500円/日	5,550円/日	555円/655円	1,100円/1,310円	1,655円/1,965円		
准看護師	5,050円/日	6,050円/日	505円/605円	1,010円/1,210円	1,515円/1,815円		
緩和ケア、皮膚・排泄ケアの研修を受けた専門の看護師による訪問	12,850円/回		1,285円	2,570円	3,855円		
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円/日		555円	1,110円	1,655円		
保健師・助産師	同一日2人	5,550円/日	555円/655円	1,100円/1,310円	1,655円/1,965円		
看護師	同一日3人以上	2,780円/日	278円/328円	556円/656円	834円/984円		
准看護師	同一日2人	5,050円/日	505円/605円	1,010円/1,210円	1,515円/1,815円		
同一日3人以上	2,530円/日	3,030円/日	253円/303円	506円/606円	759円/909円		
緩和ケア、皮膚・排泄ケアの研修を受けた専門の看護師による訪問（月1回）	12,850円/回		1,285円	2,570円	3,855円		
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一日2人	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円		
	同一日3人以上	2,780円/日	278円	556円	834円		
訪問看護基本療養費（III）	外泊時の訪問看護（状態により1~2回）	8,500円/回	850円	1,700円	2,550円		

					1割負担	2割負担	3割負担
基 本 療 養 費 の 加 算	難病等複数回 訪問加算	1日2回の訪問	同一建物内2人まで	4,500円/日	450円	900円	1,350円
			同一建物内3人以上	4,000円/日	400円	800円	1,200円
	緊急訪問看護加算	1日3回の訪問	同一建物内2人まで	8,000円/日	800円	1,600円	2,400円
			同一建物内3人以上	7,200円/日	720円	1,440円	2,160円
	長時間訪問 看護加算	診療所・在宅支援病院の主治医の指示による訪問 (1日1回、月14日目まで)		2,650円/日	265円	530円	795円
		診療所・在宅支援病院の主治医の指示による訪問 (1日1回、月15日目以降)		2,000円/日	200円	400円	600円
	乳幼児加算	1回の訪問看護の時間が90分を超える場合 (状態により条件あり。週に1回又は3回に限り算定)		5,200円/回	520円	1,040円	1,560円
	夜間・早朝 訪問看護加算	夜間 (午後6時～午後10時まで)	2,100円/回	210円	420円	630円	
	深夜訪問看護加算	早朝 (午前6時～午前8時まで)					
	複数名訪問看護 加算	深夜 (午後10時～午前6時まで)		4,200円/回	420円	840円	1,260円
		看護師 (週1日まで)	4,500円/回	450円	900円	1,350円	
		准看護師 (週1日まで)	3,800円/回	380円	760円	1,140円	
		補助者 (週3日まで)	3,000円/回	300円	600円	900円	
	看護師+○○	補助者 (厚労省大臣が定める 場合に限る) 制限なし	1日に1回	3,000円/回	300円	600円	900円
			1日に2回	6,000円/回	600円	1,200円	1,800円
			1日に3回以上	10,000円/回	1,000円	2,000円	3,000円

訪 問 看 護 管 理 療 養 費 の 加 算	訪問看護管理療養費	安全な訪問看護の提供体制と計画的な管理が整っている		月の初日	7,670円/月	767円	1,534円
			月の2日目以降	3,000円/日	300円	600円	900円
	24時間対応体制 加算	利用者のコールに対応 (月1回限り算定)		6,520円/月	652円	1,304円	1,956円
	*特別管理加算	(I) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している		5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
		(II) 在宅酸素・人工肛門・疼痛管理・褥瘡・中心静脈栄養・3日以上の点滴・腹膜透析など		2,500円/月	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算	*入院中に主治医と共同して療養上の実用な指導を行った場合に算定月1回 (別表7・8は月2回まで)		8,000円/回	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算	退院時共同加算に特別管理加算の対象の場合算定		2,000円/回	200円	400円	600円
	退院支援指導加算	退院日の訪問看護 (主治医が必要と認めた場合)		6,000円/回	600円	1,200円	1,800円
		退院日の訪問看護 (長時間の場合)		8,400円/回	840円	1,680円	2,520円
その 他の 加 算	在宅患者連携 指導加算	通院困難な利用者に対し、同意を得た上で月2回以上医療関係職種間で文章などにより共有した情報をもとに指導を行った時に算定 (月1回限り算定)		3,000円/月	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等 カンファレンス 加算	状態の急変や治療方針の変更に伴い、医師の求めにより開催されるカンファレンスに参加したときに月2回算定 (月2回まで算定)		2,000円/回	200円	400円	600円
	看護・介護連携加算	医師の指示により、介護職員に吸引の指導を行った場合		2,500円/月	250円	500円	750円
	訪問看護情報提供 療養費	市町村、義務教育学校、保険医療機関、などに情報提供をする		1,500円/月	150円	300円	450円
	訪問看護ターミナル 療養費Ⅰ	ターミナルケアの提供 (在宅療養者・特別養護老人ホーム (看取り算定なし) でのケアの提供)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	訪問看護ターミナル 療養費Ⅱ	特別養護老人ホームでの看取り算定している場合		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に算定		2,500円/月	250円	500円	750円
訪問看護医療DX 情報活用加算		電子資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画・管理を行った場合		50円/月	5円	10円	750円

					1割負担	2割負担	3割負担			
精神科訪問看護 基本療養費 I	保健師・看護師・作業療法士	週3日まで	30分以上	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円			
			30分未満	4,250円/日	425円	850円	1,275円			
		週4日目以降	30分以上	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円			
			30分未満	5,100円/日	510円	1,020円	1,530円			
	准看護師	週3日まで	30分以上	5,050円/日	505円	1,010円	1,515円			
			30分未満	3,870円/日	387円	774円	1,161円			
		週4日目以降	30分以上	6,050円/日	605円	1,210円	1,815円			
			30分未満	4,720円/日	472円	944円	1,416円			
精神科訪問看護 基本療養費 II	同一建物の居住者で同一日3人以上の訪問 2人までは(Ⅰ)の料金 保健師・看護師・作業療法士	週3日まで	30分以上	2,780円/日	278円	556円	834円			
			30分未満	2,130円/日	213円	426円	639円			
		週4日目以降	30分以上	3,280円/日	328円	656円	984円			
			30分未満	2,550円/日	255円	510円	765円			
	准看護師	週3日まで	30分以上	2,530円/日	253円	506円	759円			
			30分未満	1,940円/日	194円	388円	582円			
		週4日目以降	30分以上	3,030円/日	303円	606円	909円			
			30分未満	2,360円/日	236円	472円	708円			
精神科訪問看護基本療養費IV				8,500円/回	850円	1,700円	2,550円			
外泊中の訪問看護 1回(特別管理加算・別表7の場合は2回)										
精神科訪問看護療養費 加算	精神科緊急訪問看護 加算	診療所・在宅支援病院の主治医の指示による訪問 (1日1回、月14日目まで)		2,650円/日	265円	530円	795円			
		診療所・在宅支援病院の主治医の指示による訪問 (1日1回、月15日目以降)		2,000円/日	200円	400円	600円			
	長時間精神科 訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が90分を超える場合 (状態により条件あり)		5,200円/回	520円	1,040円	1,560円			
	夜間・早朝 訪問看護加算	夜間(午後6時~午前10時まで)		2,100円/回	210円	420円	630円			
		早朝(午前6時~午前8時まで)								
	深夜訪問看護加算	深夜(午後10時~午前6時まで)		4,200円/回	420円	840円	1,260円			
	複数名訪問看護 加算	保健師・看護師 ・作業療法士 (週3日または 回数制限なし)	同一建物3人以上 (Ⅲ)	1日1回	4,500円/回	450円	900円	1,350円		
				1日2回	9,000円/回	900円	1,800円	2,700円		
				1日3回以上	14,500円/回	1,450円	2,900円	4,350円		
				1日1回	4,000円	400円	800円	1,200円		
				1日2回	8,100円	810円	1,620円	2,430円		
				1日3回以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円		
		准看護師 (週3日または 回数制限なし)	同一建物3人以上 (Ⅲ)	1日1回	3,800円/回	380円	760円	1,140円		
				1日2回	7,600円/回	760円	1,520円	2,280円		
				1日3回以上	12,400円/回	1,240円	2,480円	3,720円		
		精神保健福祉士 または、補助者	週1回まで	1日1回	3,400円	340円	680円	1,020円		
				1日2回	6,800円	680円	1,360円	2,040円		
				1日3回以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円		
複数回訪問看護加算				3,000円/日	300円	600円	900円			
				同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
				1日2回	4,500円/日	450円	900円	1,350円		
				1日3回以上	8,000円/日	800円	1,600円	2,400円		
	同一建物3人以上 (Ⅲ)		1日2回	4,000円/日	400円	800円	1,200円			
			1日3回以上	7,200円/日	720円	1,440円	2,160円			
		看護・介護職員連携強化加算		2,500円/月	250円	500円	750円			
精神科重症患者支援管理連携加算		6月間のみ算定		5,800円/月	580円	1,160円	1,740円			
訪問看護情報提供療養費				1,500円/月	150円	300円	450円			
訪問看護ターミナルケア療養費				25,000円	2,500円	5,000円	7,500円			
訪問看護医療DX情報活用加算				50円/月	5円	10円	15円			

実費	休日料金 (土日・祝日・12/30～1/3の訪問)	1訪問あたり2,000円
	医療・介護保険適用外の訪問看護 (入院付き添い、外出支援、留守番・泊りによる付き添い等)	8,000円/1時間
	交通費 *訪問エリア以外への訪問看護の場合	10km過ぎた地点から1km50円
	駐車料金 *コインパーキング使用時	実費請求
	エンゼルケア *訪問看護に連続して行われる死後のケアに係る料金	20,000円～